

	番号	内閣法制局総総第 99号	校訂	
	受付	平成24年 7月 3日		
	起案	平成24年 7月 3日		
	決裁	平成24年 7月 3日		發送
	施行	平成 年 月 日		

総務主幹 

総務課長 

会計課長 

調査官 

課長補佐 

課長補佐 

事務官

事務官





起案者係  
  
 原崎  
 電話  番

(件名) 平成24年度 内閣法制局職員研修の実施について

標記について、別紙1「平成24年度 内閣法制局職員研修の実施要領」のとおり実施することとし、別紙2により各部総務主任等に連絡することとし、別紙3により外部講師（氏）に講師依頼することとしてよろしいか。

## 平成24年度 内閣法制局職員研修実施要領

### 1. 目的

- (1) 近年、行政に対する国民の目は非常に厳しくなっており、行政を担う公務員に対する国民の信頼は揺らいできている。こうした公務員を取り巻く厳しい状況のもと、公務員として最低限遵守すべき事項に関する必要な知識を修得させる。
- (2) 内閣法制局の職員として、法令案の審査に当たって必要な知識を学び、法令案における誤りの防止を図るための能力を修得させる。

### 2. 研修日時、研修の内容及び講師（別紙のとおり）

研修期間 平成24年9月11日（火） ～ 9月14日（金）

### 3. 研修対象者

- |                  |                                     |
|------------------|-------------------------------------|
| (1) (2)以外の事項     | ・係長級以下の全ての事務官                       |
| (2) 法制執務及びセミナー問題 | ・法令審査に携わっている事務官及び<br>受講を希望するその他の事務官 |

### 4. 研修会場 内閣法制局会議室（12階1227号室）

(別紙)

研修日時	研修の内容及び講師
<p>9月 11日(火)</p> <p>(前半)</p> <p>14:00 ~ 15:00</p> <p>(後半)</p> <p>15:00 ~ 17:00</p>	<p>職員に研修・周知等を行うことが求められている事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・倫理・サービス関連 (人事係)</li><li>・セクシャル・ハラスメント関連 (人事係)</li><li>・法令違反通報関連 (人事係)</li><li>・個人情報保護関連 (文書係)</li><li>・行政文書管理関連 (文書係)</li><li>・カウンターインテリジェンス関連 (文書係)</li><li>・セキュリティポリシー関連 (情報管理係)</li><li>・図書館関連 (図書係)</li></ul> <p>法制執務 (法制執務における基本的ルール)</p> <p>(████元内閣法制局第一課長)</p>
<p>9月 12日(水)</p> <p>14:00 ~ 17:00</p>	<p>・セミナー問題の検討</p> <p>(解説：████元内閣法制局第一課長)</p>
<p>9月 13日(木)</p> <p>14:00 ~ 17:00</p>	<p>・セミナー問題の検討</p> <p>(解説：████元内閣法制局第一課長)</p>
<p>9月 14日(金)</p> <p>14:00 ~ 15:00</p> <p>15:00 ~ 17:00</p>	<p>・セミナー問題の検討</p> <p>(解説：████元内閣法制局第一課長)</p> <p>・法令の誤り防止について (調査官)</p>

事 務 連 絡

平成24年7月3日

第一部 法令調査官 殿  
第二部 総務主任 殿  
第三部 総務主任 殿  
第四部 総務主任 殿  
総務室 各課長補佐 殿

長官総務室調査官

平成24年度 内閣法制局職員研修の実施について

標記研修を別添「平成24年度内閣法制局職員研修実施要領」により実施することとしたので、連絡します。

については、別紙「平成24年度 内閣法制局職員研修参加予定者」により職員研修の受講者氏名を記載し、7月31日（火）までに総務課人事係まで提出願います。



内閣法制局総総第 99 号  
平成 24 年 7 月 3 日

様

内閣法制局長官総務室調査官

平成 24 年度 内閣法制局職員研修に係る講師について (依頼)

当局の参事官付を対象とした研修を 9 月 11 日 (火) ~ 9 月 14 日 (金) に実施することとなりました。

つきましては、御多用中のところ誠に恐縮ではございますが、下記の内容で講師として御指導をいただきたく、お願い申し上げます。

記

日 時	平成 24 年 9 月 11 日 (火)	15 時 ~ 17 時
	平成 23 年 9 月 12 日 (水)	14 時 ~ 17 時
	平成 23 年 9 月 13 日 (木)	14 時 ~ 17 時
	平成 23 年 9 月 14 日 (金)	14 時 ~ 17 時

場 所 内閣法制局会議室 (第 4 合同庁舎 12 階 1227 号室)

内 容 法制執務に関し、参事官付事務官として必要な知識及び考え方等についての講義及び検討事項についての解説

## 平成24年度職員研修の議題

1 一項建ての法令の表の改正方式について

2 「中」のかかり方について

3 追加する号の順番について

4 条、章及び節名を削る指示の方法について

5 C条(単独見出し)をD条とし、D条の後にE条を加え、D条の前にA条、B条、C条を加え、C条、D条及びE条を共通見出しとする改正方法について

6 号中の「こと」(又は「とき」)の次の括弧内の字句が「こと」(又は「とき」)で終わり、その後に字句が 続かない場合の句点の用法について

8 号の細分の「(i)・(ii)・・・」を更に細分化する場合の表現方法について

9 目次改正について

## 研修の議題

第2部 佐々木

### 1. 一項建ての法令の表の改正方式について

一項建ての法令の表中の字句を改正する場合、どちらを採用すべきか。(※ ダブルヒットが無いものとする)

- ① 本則の表中「A」を「A'」に改める。
- ② 「A」を「A'」に改める。

### 2. 「中」のかかり方について

どちらを採用すべきか。

- ① 第A条第一項中「A」を「A'」に改め、後段(ただし書)を次のように改める。
- ② 第A条第一項中「A」を「A'」に改め、同項後段(ただし書)を次のように改める。

### 3. 追加する号の順番について

次の新旧のような改正の場合、追加する号の順番はどうあるべきか。

改正案	現行
第二条 一～十九 (略) (削る) <u>二十</u> ・ <u>三十一</u> <u>二十二</u> <u>二十三</u> <u>二十四</u>	第二条 一～十九 (略) <u>二十</u> <u>二十一</u> ・ <u>三十二</u>  <u>二十三</u>

- ① 二十二号と二十四号の追加は、分ける。

第二条中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二

第二条第二十三号を同条第二十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十三

- ② まとめて追加する。

第二条中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

二十二

二十三



C条（単独見出し）をD条とし、D条の後にE条を加え、D条の前にA条、B条、C条を加え、C条、D条及びE条を共通見出しとする改正方法について

1. C条（単独見出し）をD条とし、D条の後にE条を加え、D条の前にA条、B条、C条を加え、C条、D条及びE条を共通見出しとする改正方法について議題提起する。

※共通見出しの改め方については、①ワークブック法制執務（460ページ）、②法令整備会議関係資料集（三）（277ページ）に考え方が記載されている。

2. 上記1を※①及び②の考え方に基づいて改め文を作成すると次のような改め方になると思われる。

（ア）※①の場合

第C条の見出しを削り、・・・に改め、第C条を第D条とし、第D条の次に次の一条を加える。

第E条・・・

第●条を第▲条とし、同条の次に次の二条並びに見出し及び一条を加える。

（見出し）

第A条・・・

（見出し）

第B条・・・

（共通見出し）

第C条・・・

（イ）※②の場合

第C条の見出しを削り、・・・に改め、第C条を第D条とし、第D条の次に次の一条を加える。

第E条・・・

第●条を第▲条とし、同条の次に次の三条を加える。

（見出し）

第A条・・・

（見出し）

第B条・・・

（共通見出し）

第C条・・・

（ウ）他に考えられる方法

第■条の前に次の一条を加える。

第E条・・・

第C条の見出しを削り、・・・に改め、第C条を第D条とし、第D条の前に次の見出し及び一条を加える。

（共通見出し）

第C条・・・

第●条を第▲条とし、同条の次に次の二条を加える。

（見出し）

第A条・・・

（見出し）

第B条・・・

3. 用例について

2. (ア) の用例

「次の○条、見出し及び○条」又は「次の○条並びに見出し及び○条」の用語で検索したところ、調べた限りにおいては、該当するものが1件あった。ただし、上記1のような構成ではない。(例：最低賃金法の一部を改正する法律(平成19年法律129号))

※用例については、別紙1を参照。

2. (イ) の用例

上記1の構成となっている改め方については、調べた限りにおいては、該当するものが1件あった。ただし、意図してそのようにしたかは審査録を見たが分からない。(例：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令259号))

※用例については、別紙2を参照。

2. (ウ) の用例

上記1の構成となっている改め方については、調べた限りにおいては、該当するものはなかった。

4. 実際は2.(イ)の改め方にした(参事官審査中なので結論は未確定)が、みなさんはどのように考えるかお伺いしたい。

最低賃金法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年十二月五日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第百二十九号

最低賃金法の一部を改正する法律

最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)

の一部を次のように改正する。  
目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 最低賃金
- 第一節 総則(第三条―第八条)
- 第二節 地域別最低賃金(第九条―第十四条)
- 第三節 特定最低賃金(第十五条―第十九条)

第三章 最低賃金審議会(第二十条―第二十六条)

第四章 雑則(第二十七条―第三十八条)

附則

第一条中、「事業若しくは職業の種類又は地域に応じ」を削る。

第三条を削る。

第四条第一項中、「日、週又は月」を削り、同条第二項を削り、第二章中同条を第三条とし、同条の前に次の節名を付する。

第一節 総則

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「第五条」を「第四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合においても、第九条第一項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額については、第四条第一項及び第四十条の規定の適用があるものとする。

第七条を第八条とする。

第八条の見出し中「適用除外」を「減額の特例」に改め、同条中「次に」を「使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に」に、別段の定めがある場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、使用者が都道府県労働局長の許可を受けたときは、第五条の規定は、適用しない」を「おいて定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する」に改め、同条第四号中「所定労働時間の特に短い者」を削り、同条を第七条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

(周知義務)

第八条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第九条及び第十條を次のように改める。

第二節 地域別最低賃金

(地域別最低賃金の原則)

第九條 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(地域別最低賃金の決定)

第十條 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

第十一條から第十六條までを削る。

第十六條の二第二項中「事業、職業若しくは」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の規定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

第十六條の二第五項を削り、同条を第十一條とする。

第十六條の三の見出しを「(地域別最低賃金の改正等)」に改め、同条中「第十六條第一項の規定による最低賃金について」を「地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して」に、「することができる」を「しなければならない」に改め、同条を第十二條とし、同条の次に次の二條、節名並びに見出し及び二條を加える。

(派遣中の労働者の地域別最低賃金)  
第十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者(第四十四条において「派遣中の労働者」という。)については、その派遣先の事業(同項に規定する派遣先の事業をいう。第十八条において同じ。)の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

(地域別最低賃金の公示及び発効)  
第十四条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。  
第十五条 第一項の規定による地域別最低賃金の決定及び第二項の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日)であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日)の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

第三節 特定最低賃金  
(特定最低賃金の決定等)  
第十五条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金(以下「特定最低賃金」という。)の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をしよう申し出るることができる。

第十六条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申請に係る特定最低賃金の決定又は当該申請に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。  
第十七条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、最低賃金審議会の意見を聴いて、当該申請に係る特定最低賃金の決定又は当該申請に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

第十八条 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。  
(特定最低賃金の公示及び発効)  
第十九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。  
第二十条 第一項の規定による特定最低賃金の決定及び第二項の規定による特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日)から起算して三十日を経過した日(公示の日)であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、同条第二項及び第三項の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日(公示の日)の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

第二十一条 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替へるものとする。

第二十二條 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第二項の規定による場合において、前項において準用する第一項第二項の規定による申請があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。  
第二十三條 第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第二十四條 前条第一項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。  
第二十五條 第四項を削る。  
第二十六條 第四項を削る。

第二十七條 第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。  
(派遣中の労働者の特定最低賃金)  
第二十八條 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

第二十九條 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。  
第三十条 第一項の規定による特定最低賃金の決定及び第二項の規定による特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日)から起算して三十日を経過した日(公示の日)であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、同条第二項及び第三項の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日(公示の日)の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

第三十一條 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替へるものとする。

第三十二條 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づき命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。  
第三十三條 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

の決定は、前項の規定による公示の日(公示の日)の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。  
第三十三條 第三章を削る。  
第三十四條 第二十六條を第二十条とし、第二十七條を第二十一条とし、第二十八條を第二十二條とし、第二十九條を第二十三条とし、第三十条を第二十四条とする。  
第三十一条第二項中「第十六條第一項の規定による」を削り、同条第四項中「第二十九條第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条第五項中「第十六條第一項の規定による」を削り、同条を第二十五條とし、第三十二條を第二十六條とする。  
第三十條中第三十三條を第二十七條とし、第三十四條を第二十八條とし、第三十五條を第二十九條とする。

第三十六條 第一項中「第十一條、第十三條、第十六條第一項及び第十六條の三」を「第十條第一項、第十二條、第十五條第二項及び第十七條」に改め、同条第二項中「第十六條第一項の規定による」を削り、「不相当となつた」を「不相当である」に改め、同条第三項を次のように改める。  
3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしたときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聴かなければならない。  
第三十六條に次の一項を加える。  
4 第十條第二項の規定は、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。  
第三十六條を第三十條とし、第三十七條を第三十一条とし、第三十八條を第三十二條とし、第三十九條を第三十三條とし、同条の次に次の一条並びに見出し及び一條を加える。  
(監督機関に対する申告)  
第三十四條 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づき命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。  
第三十五條 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第三十六條 第一項中「第十一條、第十三條、第十六條第一項及び第十六條の三」を「第十條第一項、第十二條、第十五條第二項及び第十七條」に改め、同条第二項中「第十六條第一項の規定による」を削り、「不相当となつた」を「不相当である」に改め、同条第三項を次のように改める。  
3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしたときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聴かなければならない。  
第三十六條に次の一項を加える。  
4 第十條第二項の規定は、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。  
第三十六條を第三十條とし、第三十七條を第三十一条とし、第三十八條を第三十二條とし、第三十九條を第三十三條とし、同条の次に次の一条並びに見出し及び一條を加える。  
(監督機関に対する申告)  
第三十四條 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づき命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。  
第三十五條 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第三十七條 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替へるものとする。

第三十八條 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づき命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。  
第三十九條 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第四十條 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替へるものとする。

第四十一條 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替へるものとする。

(船員に関する特例)  
第三十五條 第六條第二項、第二章第二節、第十六條及び第十七條の規定は、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(以下「船員」という。)に関しては、適用しない。  
船員に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第三十條中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第七條第四号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い者」とあるのは「第十五條第二項並びに第三十五條第三項及び第七項」と、同条第二項及び第三十七條」とあるのは「第十五條第二項及び第三十五條第七項」と、第三十條第一項中「第十條第一項、第十二條、第十五條第二項及び第十七條」とあるのは「第十五條第二項並びに第三十五條第三項及び第七項」と、「都道府県労働局長の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、運輸監理部の管轄区域を除く。）」と読み替へるものとする。

第三十六條 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む)は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会(以下「船員労働委員会」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。  
第四十條 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替へるものとする。

第四十一條 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替へるものとする。

第四十二條 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替へるものとする。

第四十三條 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替へるものとする。

第四十四條 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替へるものとする。

第四十五條 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替へるものとする。

5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む)は、第三項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による船員労働委員会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限りて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

6 第十條第二項の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。

7 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む)は、第十五條第二項又はこの条第三項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十二号)第八十九條第一項に規定する乗組み派遣船員については、その船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される同種の船員の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四條の規定を適用する。

第四十條の前の見出し及び同条を削る。  
第四十一條中「船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会(以下「船員労働委員会」という。)」を「船員労働委員会」に改め、同条を第三十六條とする。  
第四十二條第二項中「第十六條第一項の規定による」を削り、同条第四項中「第三十一條第三項」を「第二十五條第三項」に改め、同条第五項中「第三十一條第五項」を「第二十五條第五項」に改め、同条を第二十七條とし、第四十三條を第二十八條とする。  
第五章を第四章とする。

第四十四條中「第五條第一項」を「第四條第一項」に改め、違反した者」の下に「地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。」を加え、「一万円」を「五十万円」に改め、第六條中同条を第四十條とし、同条の前に次の一條を加える。  
第三十九條 第三十四條第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五條中「五千円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十九條」を「第八條」に改め、「違反した者」の下に「地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。」を加え、同条第二号中「第三十五條」を「第二十九條」に改め、同条第三号中「第三十八條第一項」を「第三十二條第一項」に改め、「による」の下に「立入り若しくは」を加え、同条を第四十一條とする。

第四十六條中「前二條の違反行為をした者」を「法人又は人のために行つた法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは」を「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか」に「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第四十二條とする。  
第六章を第五章とする。

附則

(施行期日)  
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(最低賃金の適用除外に関する経過措置)  
第二條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の最低賃金法(以下「旧法」という)第八條又は旧法第四十條の規定により読み替えられた旧法第八條の規定により使用者が都道府県労働局長又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む)の許可を受けている労働者については、この法律の施行の日から一年間は、この法律による改正後の最低賃金法(以下「新法」という)第四條の規定は、適用しない。ただし、当該労働者について、当該期間内に新法第七條又は新法第三十五條第二項の規定により読み替えられた新法第七條の規定による都道府県労働局長又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む)の許可があつたときは、この限りでない。

(旧法の規定により決定された最低賃金に関する経過措置)  
第三條 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十一條の規定により決定された最低賃金(旧法第十三條の規定により改正されたものを含む)については、この法律の施行後二年間は、旧法第五條の規定は、なおその効力を有する。第四條 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十六條第一項の規定により一定の地域について決定された最低賃金(旧法第十六條の三の規定により改正されたものを含む)は、新法第十條第一項の規定により決定された最低賃金とみなす。

第五條 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十六條第一項の規定により一定の事業又は職業について決定された最低賃金(旧法第十六條の三の規定により改正されたものを含む)は、次二條の規定により決定された最低賃金とみなす。

第六條 この法律の施行の際現に効力を有する船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員をいう)に適用される最低賃金であつて、旧法第十六條第一項の規定により決定されたもの(旧法第十六條の三の規定により改正されたものを含む)は、新法第三十五條第三項の規定により決定された最低賃金とみなす。  
(委員の任期に関する経過措置)  
第七條 この法律の施行の日の前日において中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
第九條 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第十條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
(労働組合法の一部改正)  
第十一條 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。  
第十八條第四項及び第十九條の十三第一項後段を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)  
第十二條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第十二條中「及び労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)」を削る。  
第三十一條中「労働組合法」の下に「昭和十四年法律第百七十四号」を加える。

厚生労働大臣 舛添 要一  
国土交通大臣 冬柴 鐵三  
内閣総理大臣 福田 康夫

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年八月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十九号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第二十条第一項、第二十八条、第三十六条第二項第一号、第四十一条第一項から第四項まで(同法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。



法令執務に関する疑問等について

H24. 8

【句点の用法について】ワークブック 問284 (P. 646~648)

1. 号中の「こと」の次の括弧内の字句が「こと」で終わり、その後に字句が続かない場合、句点の用法は、次のいずれによるべきでしょうか。

- ① ……こと (……こと。)
- ② ……こと (……こと)
- ③ ……こと。(……こと。)
- ④ ……こと。(……こと)

①の用例

○ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年三月三十一日法律第二十五号）  
（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例）

第四十六条

2

一 前項第一号に定める事項 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下この号において「審議会等」という。）の意見を聴くこと（隣接県における温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある許可を要する行為に関する事項にあっては、審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をすること。）。

○ 南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年五月二十八日法律第六十一号）  
（南極地域活動計画の確認の基準）

第七条

三 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が南極特別保護地区への立入りに該当する場合には、当該行為が議定書附属書V第六条の指定に係る管理計画に従い南極特別保護地区ごとに環境省令で定める要件に適合すること（当該管理計画が指定されていない南極特別保護地区にあっては、科学的調査のため欠くことができないものであること。）。

②~④の用例

該当なし

（参考）括弧の後に字句が続く場合の例

○ 不動産登記法（平成十六年六月十八日法律第二百二十三号）

（定義）

第二百二十三条

二 筆界特定 一筆の土地及びこれに隣接する他の土地について、この章の定めるところにより、筆界の現地における位置を特定すること（その位置を特定することができないときは、その位置の範囲を特定すること）をいう。

2. 号中の「とき」の次の括弧内の字句が「とき」で終わり、その後に字句が続かない場合、句点の用法は、次のいずれによるべきでしょうか。

- ① ……とき (……とき。)
- ② ……とき (……とき)。
- ③ ……とき。(……とき。)
- ④ ……とき。(……とき)

①の用例

- 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年三月三十一日政令第百二号）  
（認定の失効）

第十九条

三 一項認定事業者が当該事業認定を受けた日から三年を超えない範囲内で当該事業認定ごとに主務大臣が財務大臣に協議して定める日（次号において「指定日」という。）までに総合保税地域の許可を受けなかったとき、又は一号認定事業者が当該事業認定を受けた日後一年以内に保税蔵置場等の許可を受けなかったとき（一号認定事業者が関税法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の承認を受けている者である場合にあっては、当該事業認定を受けた日後一年以内に同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の届出をしなかったとき。）。

- 特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）  
（認定の失効）

第五十七条

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。

②の用例

- 更生保護法（平成十九年六月十五日法律第八十八号）  
（出頭の命令及び引致）

第六十三条

2

一 正当な理由がないのに、第五十条第四号に規定する住居に居住しないとき（第五十一条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合には、当該場所に宿泊しないとき）。

- 消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）  
（認定の失効）

第二十二条

一 第十三条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第十七条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき）。

- 民事再生法（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十五号）  
（再生計画案についての意見聴取）

第二百四十条

二 一般異議申述期間が経過していないか、又は当該一般異議申述期間内に第二百四十四条において準用する第二百二十六条第一項本文の規定による異議が述べられた場合において第二百四十四条において準用する第二百二十七条第一項本文の不変期間が経過していないとき（当該不変期間内に再生債権の評価の申立てがあったときは、再生債権の評価がされていないとき）。

③、④の用例

該当なし

号の細分について、まずは「イ、ロ、ハ」と細分化し、更に細分化する場合は「(1)、(2)、(3)」これを更に細分化する場合は「(i)、(ii)、(iii)」と表現されているかと思うが、「(i)、(ii)、(iii)」を更に細分化する必要がある場合の表現方法はどのようにすれば良いか。なお、以下のような用例は存在するが、上記の細分の階層に必ずしも従った例ではない。(「イ、ロ、ハ」の階層を用いていない。)

【用例】

関税暫定措置法

別表第一 暫定関税率表

一九〇一	その他のもの	二
・九〇	一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品…	五
	(一) …	%
	(二) …	
	(三) もち、だんごその他これらに類する米産品 (…のものを除く。)	
	(1) 米の含有量が全重量の三〇%以下のもの	
	(i) 砂糖を加えたもの	
	1 <u>しょ糖の含有量が全重量の一五%以下のもの</u>	
	2 <u>その他のもの</u>	
	(ii) その他のもの	
	(2) その他のもののうち…	

目次改正について、節の後ろに章を新設する場合の改め方として、以下のいずれの方式で改めるのが望ましいか。(改める前の「第四節」の前に一字空白を入れるべきか。否か。)

① 「第四節 地方支部分部局」  
 目次中「第四節 地方支部分部局 (第十二条)」を \_\_\_\_\_ に改める。  
 第四章 原子力規制委員会 (第十三条)」

② 「第四節 地方支部分部局」  
 目次中「第四節 地方支部分部局 (第十二条)」を \_\_\_\_\_ に改める。  
 第四章 原子力規制委員会 (第十三条)」

法令案における誤りの防止について（手引き）

（増補版）

平成16年12月  
内閣法制局

## 目 次

第1	法令案における誤りを防止するための基本的事項	1
第2	法令案における誤りを防止するための具体的措置	
1	立案及び審査の前提となる改正対象法令の規定の確認等	2
2	立案及び審査の過程における的確な対応等	4
3	形式的事項の誤りを防止するためのチェック	6
4	法案提出後におけるフォロー等	6
別紙1	文言の改正に伴うチェック	7
別紙2	規定の追加、削除又は移動に伴うチェック	11
別紙3	縦断的チェック	15
別紙4	準用規定のチェック	17
別紙5	施行期日のチェック	19
別紙6	その他の形式的事項のチェック	20

## 法令案における誤りの防止について(手引き)

平成16年8月30日

内閣法制局

改正 平成16年12月9日

第159回国会で成立した国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)について、法案の形式的事項に多数の誤りがあり、公布後において官報による正誤処理をせざるを得なかったことについては、誠に遺憾である。内閣提出の法案及び政令案(以下「法令案」という。)に形式的事項といえども誤りがあってはならないことは当然であり、今後かかる誤りを生じることがないように、当局と立案府省庁等とが連携しつつ、その防止を図るための実効的な態勢を確立する必要がある。

そこで、法令案における誤りの防止について、以下のように定める。なお、この手引きは、今後の実施状況等によりその内容に変更及び追加を行うことを予定している。

### 第1 法令案における誤りを防止するための基本的事項

- 1 予備審査が一時期に過度に集中することがないように「法令協議に関する申合せ(平成5年1月18日各省庁文書・国会担当課長会議)」を徹底し、常会に提出を予定する法案の予備審査については、非予算関連法案にあっては10月上旬から開始して年内に終了するよう、予算関連法案にあっては翌年1月上旬から開始するよう努めること。政令案についても、できるだけ早期に準備をし、時間的余裕をもって審査を行うことができるようにすること。
- 2 法令案の実質的事項についての審査を終えた後において形式的事項のチェックに必要な時間を十分に確保することができるよう、当該法令案の閣議付議の予定日を設定すること。
- 3 立案府省庁等においては、当該法令案の立案担当部門による法令案のチェックを強化することに加えて、立案担当部門以外の大臣官房等の職員(必要に応じてその職務を行わせる他の部局等の職員を含む。)が当該法令案の形式的事項について複層的チェックを行う態勢を確立すること。これに伴い、法令案ごとに、当該複層的チェックを統括する責任者の官職及び氏名を審査担当参事官に通知すること。
- 4 一括法、整備法、附則等による改正で、立案府省庁等以外の府省庁等の所管する法令の改正に及ぶ場合は、立案府省庁等における3の複層的チェ

ックのほか、当該法令を所管する他の府省庁等においても、当該法令の改正について複層的チェックを行うこと。当該法令を所管する府省庁等における複層的チェックを統括する責任者の通知は、当該法令の改正の審査(下審査)を担当する参事官に行うこと。

- 5 各府省庁等においては、法制実務の基本に関する研修を実施するなど、法令案の形式的事項についての的確なチェックを行うことができる職員の養成に努めること。
- 6 審査担当参事官は、その審査する法令案において必要な事項を自らチェックするほか、3又は4によって通知を受けた府省庁等における複層的チェックを統括する責任者との連絡を密にして、その他の形式的事項のチェックにも遺漏がないことを確認すること。
- 7 なお、法令案の形式的事項のチェックにおけるIT技術の利用の促進について、更に検討を進める。

## 第2 法令案における誤りを防止するための具体的措置

### 1 立案及び審査の前提となる改正対象法令の規定の確認等

#### (1) 官報等の基礎資料の整理

当局における審査は、現行日本法規に登載された改正対象法令の規定をベースに行っているが、その改正法令が未施行であることや加除の時期等によって、審査の時点で、これに本改正(今回行おうとしている改正をいう。以下同じ。)の前提とすべき改正対象法令(附則により改正する他の法令を含む。以下同じ。)の規定が反映されていない場合も少なくない。このような場合、立案府省庁等において、現行日本法規に反映されていない改正対象法令の改正について、官報、法令全書又は法案(正誤を含む。以下「官報等」という。)によって、当該改正の内容及び施行期日を確認した上、①施行期日ごとに区別して関係部分にマークを施した官報等の写し及び②施行期日ごとの新旧対照表を作成し、立案府省庁等における立案及び複層的チェックのための基礎資料として準備するとともに、これらの写しを審査担当参事官に提出すること。

#### [留意点]

- 本改正の施行後に施行の予定となっている改正についても整理すること。
- 数次の改正がある場合は、施行期日の順に従って整理すること。
- 政令等により施行期日が定まるものについては、当該政令等の官報等の写しを添付すること。また、施行期日が未定のものについて

は、施行の見込み時期について付記すること。

- 本改正の法案と同一の国会に提出済み又は提出予定の他の法案による改正及び継続審議中の法案による改正に留意すること。
- 一部改正法令の一部改正があることを見落とさないこと。
- 立案府省庁等においては、他の府省庁等の所管する法令による改正対象法令の改正予定の有無及びその内容について適時に所要の照会を行い、改正予定の把握に遺漏がないようにすること。
- 附則において改正する他の府省庁等の所管する法令に係る同様の基礎資料についても、立案府省庁等において、当該法令を所管する他の府省庁等の協力を得て取りまとめること。
- なお、法令の改正履歴及び改正予定については、平素から、当該法令を所管する府省庁等の大臣官房等において、一元的に把握する態勢を確立すること。また、共管法令の改正履歴及び改正予定については、その全体について、各共管府省庁等において情報を共有しておくこと。

## (2) 引用法令の確認及び整理

立案府省庁等において、改正対象法令を引用している他の法令の有無を確認し、一覧表を作成するなどして整理すること。

[留意点]

- 関係法令、従前的一部改正法令の附則(経過規定)等他の法令における引用について漏れなく把握すること。他の府省庁等の所管に係る法令における引用については、立案府省庁等において適時に所要の照会を行うものとし、照会を受けた当該他の府省庁等においては、調査に遺漏がないようにすること。
- 本改正の法案と同一の国会に提出済み又は提出予定の他の法案における引用及び継続審議中の法案における引用に留意すること。
- なお、法令間の引用関係(引用し、又は引用される関係をいう。以下同じ。)については、平素から、それぞれの法令を所管する府省庁等の大臣官房等において、一元的に把握する態勢を確立すること。また、共管法令の引用関係については、その全体について、各共管府省庁等において情報を共有しておくこと。

## (3) 電子データの調製

(1)において確認した本改正の前提とすべき改正対象法令の全文(現行

日本法規に登録されたとおりである場合を含む。)を電子データ化し、立案府省庁等における立案及び複層的チェックに用いるための参照資料として準備するとともに、審査担当参事官に送付すること。

[留意点]

- 読み合わせを励行するなど電子データの正確性の確保に特に留意すること。
- 本改正に係る施行期日が複数あり、その間に改正対象法令の改正がある場合は、それぞれの施行期日における改正の前提とすべき改正対象法令の規定を電子データ化すること。
- 附則において形式的な改正を行うにとどまる他の府省庁等の所管する法令の電子データについては、必要に応じて送付すれば足りる。
- なお、総務省において整備をしている法令データについては、未施行部分の取扱いなどにおいてそのままでは利用できないことに留意する必要がある。

## 2 立案及び審査の過程における的確な対応等

### (1) ワープロデータの的確な管理

立案府省庁等においては、立案及び審査の過程における法令案の修正について、ワープロデータのバージョン管理を徹底するとともに、修正入力の担当者を特定するなどして、ワープロデータの正確性を確保すること。

[留意点]

- いつどの部分を修正したかが分かる資料も併せて保存すること。

### (2) 法令案の修正に伴う再チェックの徹底

立案及び審査の過程において法令案に修正があった場合は、その都度、立案府省庁等において、3の形式的事項の誤りを防止するためのチェックを行い、当該修正に伴って必要となる改正に遺漏がないようにすること。

[留意点]

- 当該修正があった部分に着目しつつ、全般的なチェックを行うこと。

### (3) 新旧対照表の扱い

新旧対照表は改正内容の理解を助けるための参考資料として作成する

ものであり、立案及び審査の対象は法令案(改め文)自体であることに留意すること。

[留意点]

- 最終的な新旧対照表は、審査を経て確定した法令案の内容に則して作成すべきものであり、法令案の立案及び審査の過程における新旧対照表は、改正部分の前後の規定や引用関係にある他の規定など本来直接参照して確認する必要がある規定が記載されていなかったり、前後の章(節等)名や傍線等が欠落しているなどの不備があることも多く、法令案のチェックを行うための基礎資料として用いるべきものではない。

(4) 最終的な複層的チェックの実施

法案の国立印刷局入稿の時点等法令案が固まった段階において、当該法令案の形式的事項について、立案府省庁等における最終的な複層的チェックを行うこと。

[留意点]

- それまでの立案の過程において複層的チェックが行われていた場合においても、新たな視点で法令案の形式的事項に特化した最終的な複層的チェックを行うこと。
- 当局における決裁や与党における審査など閣議付議の予定日の直前において更に修正がなされることもあることから、最終的な複層的チェックについては、これを統括する責任者において相当数の職員にチェックすべき事項を振り分けるなどして短時間で集中的に形式的事項のチェックを行うことができる態勢を整備すること。
- 複層的チェックを行う大臣官房等に恒常的にそのための職員を配置することが困難な場合においては、必要に応じて他の部局等から適当な職員を集めることができる態勢を整えること。

(5) 読み合わせによる確認

読み合わせは、配字を含めて一文字一文字を確かめ、法令案の全体について誤りがないことを確認することができるように行うこと。

[留意点]

- 立案府省庁等における複層的チェックにおいても、読み合わせによる確認を行うこと。
- 当局における読み合わせは、審査担当参事官の最終原稿を読み上

げて行うこと。

### 3 形式的事項の誤りを防止するためのチェック

別紙1から別紙6までに掲げるチェックポイント(要点)により、法令案の形式的事項についてチェックを行うこと。

#### [留意点]

- 別紙1から別紙6までに掲げるものは、法令案において特に誤りを生じやすい事項についての必須のチェックポイントであり、各府省庁等においては、あらかじめ、その趣旨を法令案の立案及びチェックに当たる職員に周知させ、法令案の立案担当部門におけるチェック及び複層的チェックに遺漏がないようにすること。また、各府省庁等においてその他必要と思われるチェックポイントがあるときは、これを適宜増補して使用すること。
- 法令案のチェックに当たって改正対象法令や他の法令を参照する場合、検索の便宜として1(3)の電子データを用いることは有用であるが、その上で、最終的には、現行日本法規及び官報等を直接参照すること。
- これらのチェックポイントは、一部改正法令案を念頭に置いたものであるが、全部改正法令案及び新法令案についても、これらに準じてチェックを行うこと。

### 4 法案提出後におけるフォロー等

(1) 立案府省庁等において、法案提出後、その内容を改めて点検し、万一法案に誤りがある場合には、国会における審議が開始される前に、法案の正誤処理を行うことができるようにすること。

(2) 国会提出後の法案について、その成立が当初の見込みから遅れることとなる場合には、改めて法案をチェックし、所要の修正の依頼を怠らないこと。

#### [留意点]

- 成立を見込んで記載した法律番号の年の部分の修正
- 他の法律の規定による一部改正の施行が先行してしまうことによる法案の修正

## 別紙1 文言の改正に伴うチェック

### 1 改正する規定の特定が正確であることをチェックすること。

#### [要点]

- ① 改正箇所を示す「第〇条第〇項」、「…第〇号」、「各号列記以外の部分」、「…本文」、「…ただし書」、「…前段（後段）」等によって指定された規定が存在するか、また、その指定する規定の範囲が適切かについて、実際に当該規定に当たって確かめること。
- ② 枝番（特に孫番）の誤記は見逃しやすいので注意すること。

#### [誤り事例]

例1 適用読替の規定である第X条を改める際、同条が「…された場合における第Y条、…の規定の適用については、第Y条中…とする。」という1文から構成されているにもかかわらず、2文から成るものと錯覚し、「第X条前段中」と記載してしまった。

例2 A法附則第X条において、B法の規定を改める際、改正対象規定を「第Y条第一項第七号中」とすべきところ、「第Y条第七号中」として、「第一項」という文言を書き漏らしてしまった。

### 2 改め元の文言（「〇〇」を…改める、「〇〇」を削る、「〇〇」の下に…加える等における「〇〇」の文言）が1で確認した規定中の文言に合致することをチェックすること。

#### [要点]

- ① 1で確認した規定の全体を精査し、改め元の文言について、不一致及び意図しない一致（誤ヒット）がないことを確かめること。
- ② 特に、改め元の文言が長い場合は一文字の誤りでも不一致となり、他方、改め元の文言が短い一般的な用語である場合（「及び」、「又は」、「第〇条」等）は他に意図しない一致（誤ヒット）を生じる可能性が高いことに留意すること。
- ③ 改め元として引用する読点（「、」）及び句点（「。」）の扱いが適切かについてもチェックすること。
- ④ なお、改正がある項について行うべき用語の整備（「行なう」を「行う」に、「但し」を「ただし」に、「一に」を「いずれかに」に改める等）についても留意すること。

[誤り事例]

例1 A法改正法附則において、B法附則第X条の規定を改める際、改め元の文言を「昭和六十年一月二日」とすべきところ、「昭和六十四年一月二日」と記載してしまった。

例2 第X条に規定する業務規程について認可制を届出制に改める際、改め元の文言を「認可を受け」とすべきところ、「許可を受け」と記載してしまった。

例3 2項から成る第X条の規定を改める際、改正対象規定を「第X条第一項中」と特定すべきところ、同条第2項にも改め元の文言と同一の文言があることを見落とし、単に「第X条中」としたため、同条第2項が誤って改正され、意味の通らない規定となってしまった。

例4 各号列記がある附則第X条第1項の規定を改める際、改正対象規定を「附則第X条第一項各号列記以外の部分中」と特定すべきところ、同項第1号中にも改め元の文言と同一の文言があることを見落とし、単に「附則第X条第一項中」としたため、同項第1号が誤って改正されてしまった。

3 改め先の文言（「△△」に改める、「△△」を加える等における「△△」の文言）が1で確認した規定中に正常に溶け込むことをチェックすること。

[要点]

- ① 改め先の文言を溶け込ませた後の当該規定において、改正部分の前後を通読して文意が通じることを確かめること。
- ② 規定中の文言を削る場合においても、改正部分の前後を通読して同様の確認をすること。

[誤り事例]

例1 第X条を改正し、約款の認可制を届出制としたことに伴って、行政庁による公示を規定する第Y条の文言について、「第X条に規定する認可をしたときは」を「第X条の規定による届出を受理したときは」に改めるべきところ、単に「認可」を「届出」に改めるとしたため、「(行政庁が)・・・届出をしたときは」と改正されてしまった。

例2 第X条において、「終了予定日とされた日」の下に「から三十日を経過した日」を加える際、改め元の文言を誤って「終了予定日」としたため、「終了予定日から三十日を経過した日とされた日」と改正されてしまった。

4 溶け込み後(文言を削った場合を含む。)の規定の全体について、誤りを生じやすい語句等のチェックを行うこと。

[要点]

- ① 既存の「同(法、条、項等)」が指すものに誤りを生じていないかを確認すること。
- ② 新たに「同(法、条、項等)」を用いるべきものが生じていないかを確認すること。
- ③ 「及び」・「並びに」及び「又は」・「若しくは」の使い方が適切かを確認すること。
- ④ 括弧( )及び「」の開閉は整合しているかを確認すること。
- ⑤ 改正部分に法令名(題名及び件名をいう。以下同じ。)又は定義語・略称がある場合は、別紙3の縦断的チェックを行うこと。
- ⑥ 新たに引用する他の規定の特定が正確であることを実際に当該規定に当たって確認すること。

[誤り事例]

例1 第X条において、「第Y条第一項の規定による認可、同条第四項の規定による変更の届出・・・」という規定中、「認可」の下に「第Z条第一項の規定による変更命令」という文言を加える際、「同条第四項」を「第Y条第四項」に改めるべきところ、これを看過してしまった。

例2 第X条において、「第Y条第一号又は第二号に掲げる業務」という規定の下に「又は第Z条第一号に掲げる業務」という文言を加える際、「第Y条第一号又は第二号」を「第Y条第一号若しくは第二号」に改めるべきところ、これを看過してしまった。

5 当該規定中の文言を引用している他の規定を確認し、その引用している文言が改正後の当該規定中の文言と整合しているかをチェックすること。

[要点]

- 改正対象法令のほか、本文第2の1(2)において整理した他の引用法令のすべてについて確認すること。

[誤り事例]

- 例1 第X条を改正し、約款の認可制を届出制としたことに伴って、約款の公衆縦覧を規定する第Y条について、「第X条に規定する認可を受けた約款」を「第X条の規定による届出を行った約款」に改めるべきところ、これを看過してしまった。
- 例2 第X条中の文言を「異議申立手続」から「審査請求手続」に改めた際、これに伴って第X条を準用している第Y条中の「異議申立手続」の文言を改めるべきところ、これを看過してしまった。

## 別紙2 規定の追加、削除又は移動に伴うチェック

- 1 追加、削除又は移動の対象となる規定の特定及びその追加、削除又は移動の処理が適当であることをチェックすること。

### [要点]

- ① 規定の追加、削除又は移動を行う場合の基本的ルールに従っているかを確認すること。
- ② 章名、節名等を付し、又は削ることによる章(節等)建ての変更がある場合の処理に誤りを生じないように留意すること。

### [誤り事例]

例 新たに章名を付する際、「第X条の十六の六」の次に付すべきところ、「第X条の十六」の次に付してしまった。

- 2 追加、削除又は移動の対象となる規定が章、節等の冒頭又は末尾のものかどうかをチェックすること。

### [要点]

- ① 章、節等の冒頭又は末尾の規定に追加、削除又は移動がある場合、改正規定(改め文)にその趣旨が明記(「第〇章中第〇条の次に…」等)されているかを確認すること。
- ② 編、章、節等の冒頭又は末尾の章、節、款等に追加、削除又は移動がある場合についても、同様である。
- ③ 目次の改正が漏れていないかを確認すること。附則において他法改正を行う際、当該他法の目次の改正が必要となる場合があることにも十分に留意すること。

### [誤り事例]

例1 第A章の冒頭に第X条の2を追加したことに伴って、目次中「第X+1条」を「第X条の二」に改めるべきところ、これを看過してしまった。

例2 A法改正法附則において、B法の規定を改める際、B法本則の末尾に2条(罰則規定)を追加したことに伴って、B法の目次における罰則の章の末尾の条名を「第X条」から「第X+2条」に改めるべきところ、これを看過してしまった。

例3 第X条の2を追加したことに伴って、目次中「(第X条・第X+1条)」を「(第X条-第X+1条)」に改めるべきところ、これを看過してしまった。

### 3 共通見出しの処理をチェックすること。

#### [要点]

- 規定(条)の追加、削除又は移動に伴い、共通見出しの付け直しの処理が適切になされているかを確認すること。

#### [誤り事例]

例1 第X条及び第X+1条の共通見出しを改正する際、「第X条の前の見出し」とすべきところ、「第X条の見出し」と記載してしまった。

例2 第X条から第X+2条までの共通見出しが付されている場合で「第X条 削除」とするとき、第X条の前に付されていた共通見出しを第X+1条の前に付け替えるべきところ、これを看過してしまっ

### 4 追加、削除又は移動の対象となる規定の引用関係に誤りを生じていないか

をチェックすること。

#### [要点]

- ① 追加、削除又は移動の対象となる規定の前後の規定において、「前条(項、号)」、「次条(項、号)」又は「前○条(項、号)」が用いられているかどうかを確認し、その指示するものに誤りを生じていないかをチェックすること。
- ② 規定の追加、削除又は移動の結果、その前後の規定において、「第○条(項、号)」又は「第○条(項、号)から第△条(項、号)まで」を「前条(項、号)」、「次条(項、号)」又は「前○条(項、号)」に改める必要がないかを確認すること。
- ③ 章、節等の単位で追加、削除又は移動の対象となる場合(新たに章名、節名等を付し、又は章名、節名等を削る場合を含む。)は、「前章(節等)」、「次章(節等)」又は「前○章(節等)」についてチェックをすること。
- ④ その他当該改正対象法令の全体について、追加、削除又は移動の対象となる規定の引用関係に不整合を生じていないかを精査すること。この

場合において、「…第○条(項、号)から第△条(項、号)まで」のように、追加、削除又は移動の対象となる規定の条名等が改正対象法令の規定上そのまま記載されていない場合(電子データを利用して単純に検索を行ってもヒットしない場合)があることに留意すること。

- ⑤ 加えて、本文第2の1(2)において整理した他の引用法令のすべてについて、同様に、追加、削除又は移動の対象となる規定の引用関係に不整合を生じていないかを精査すること。
- ⑥ 本改正により項建てがなくなった条や項建ての条のすべての項を引用する場合は、単に「第○条」とすることを見落とさないこと。また、本改正により項建てがなされた条中の規定を引用する場合に、「第○条第△項」とすることを見落とさないこと。
- ⑦ 改正部分に法令名又は定義語・略称がある場合は、別紙3の縦断的チェックを行うこと。
- ⑧ 新たに引用する他の規定の特定が正確であることを実際に当該規定に当たって確認すること。

#### [誤り事例]

例1 第X条の次に第X条の2から第X条の5まで計4条を追加したことに伴って、直後の条(第X+1条)中の「前条」という文言を「第X条」に改めるべきところ、これを看過してしまった。

例2 別表中の備考にある第X号の次に1号を追加したことに伴って、直後の号(旧第X+1号=新第X+2号)中の「前号」という文言を「第X号」に改めるべきところ、これを看過してしまった。

例3 第X条の次に1条を追加したことに伴って、第X条の2が第X条の3に移動したため、第X条中の「次条」という文言を「第X条の三」に改めるべきところ、これを看過してしまった。

例4 第X条に第2項と第3項を追加したことに伴って、直前の条(第X-1条)第3項中の「次条第一号」という文言を「次条第一項第一号」に改めるべきところ、これを看過してしまった。

例5 第X条において号の追加により第3号が第4号に移動したことに伴って、これを引用する第Y条(罰則規定)中の「第X条第三号」とい

う文言を「第X条第四号」に改めるべきところ、これを看過してしまった。

例6 A法改正法の附則第X条において、改正後のA法第Y条の規定を引用する際、第Y条において項の追加により第4項が第6項に移動したことを見落とし、「同条第六項」とすべきところ、「同条第四項」と記載してしまった。

例7 第X条において、免許拒否事由を規定する際、審査の過程における修正に伴って条が移動したことを見落とし、「第Y条の規定により解任を命ぜられた役員」とすべきところ、「第Y-1条の規定により解任を命ぜられた役員」と記載してしまった。

例8 第X条において項の削除により第4項が第3項に移動したことに伴って、これを引用する第X条の2第1項及び第2項中の「前条第四項」という文言を「前条第三項」に改めるべきところ、これを看過してしまった。

例9 第X条第2項と第Y条第2項を削除したことに伴って、これらの条項を引用する第Z条（罰則規定）中の「第X条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第Y条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」という文言を「第X条又は第Y条」に改めるべきところ、これを看過してしまった。

例10 第X条第3項を削除したことに伴って、これを引用する第Y条第1項中の「(第X条第三項を除く。）」という文言を削除すべきところ、これを看過してしまった。

例11 A法第X条において、項の追加により第5項と第7項が各々第6項と第8項に移動したことに伴って、これらの条項を引用するB法第Y条第3項中の「第X条第五項及び第七項」という文言を「第X条第六項及び第八項」に改めるべきところ、これを看過してしまった。

### 別紙3 縦断的チェック

#### 1 引用する他の法令の法令番号の記載等を縦断的にチェックすること。

##### [要点]

- ① 改正後の改正対象法令において、引用する他の法令の法令番号が適切に付されているかを確認すること。
- ② 本改正により法令番号の記載された法令名が削除される場合は、これに伴いその法令番号を付け替える必要がないかを確認すること。
- ③ 本改正の附則(経過規定、他の法令の一部改正規定等)における法令名(「新法」、「旧法」、「平成〇〇年改正法」等の略称を含む。)の記載及び法令番号の扱いが適切かを確認すること。

##### [誤り事例]

例1 A法において、B法の条項を引用する多数の文言を規定する際、「B法」という最初の文言に法令番号「(昭和〇〇年法律第△△号)」を付記すべきところ、これを看過してしまった。

例2 A法附則において、B法附則第X条を改め、その中でA法の規定を引用する際、「A法」という文言に法令番号を付記すべきところ、これを看過してしまった。

#### 2 定義語・略称の定め方及び用い方を縦断的にチェックすること。

##### [要点]

- ① 定義語・略称の定め方及び用い方に改正後の改正対象法令の全体を通じて重複や混乱がないかを確認すること。
- ② 本改正により定義規定又は略称を定める規定若しくは文言が削除される場合は、これに伴い新たな定義規定又は略称を定める必要がないかを確認すること。
- ③ 「以下同じ。」、「以下この章において同じ。」、「第〇条第〇項において同じ。」等の定義語・略称の適用範囲の指定に誤りを生じていないかを確認すること。また、不要となった定義規定又は略称を定める規定を残していないかを確認すること。
- ④ 本改正の附則その他の改正対象法令以外の法令において、改正対象法令中の定義語・略称を不用意に用いていないかに留意すること。

[誤り事例]

- 例1 A法第X条を全部改正し、第1項に「調整期間」という略称を定める規定を設けたことを受け、B法附則第Y条第4項において、この略称を用いる際、「A法第X条第一項に規定する調整期間」とすべきところ、「A法第X条第二項に規定する調整期間」と記載してしまった。
- 例2 A法の原始附則第X条に項を追加し、その中でB法（A法等の一部改正法）中の条項を引用する際、当該B法について、題名を記載し、法令番号を括弧書きで付記すべきところ、「昭和〇〇年改正法」と、略称を定める規定を置かずに略称を用いてしまった。
- 例3 「〇〇」という文言が使われている多数の条のうち、「〇〇（△△〇〇を除く。以下この章において同じ。）」という定義規定を設けている条を削除する際、「〇〇」という文言が出てくる直後の条において、〇〇に関する同様な定義規定を設けるべきところ、これを看過してしまった。
- 例4 A法改正法附則において、B法第X条の第2項及び第3項を削除したことに伴って、同条第1項中の「（次項において「施設等機関」という。）」という略称を定める規定を削除すべきところ、これを看過してしまった。

## 別紙4 準用規定のチェック

準用規定（変更適用規定及び「例による」とする規定を含む。以下同じ。）は、法令の構成を簡素にするとともに、制度の仕組みを大括りで理解しやすくすることができるという利点があるが、反面、準用規定そのものには技術的な正確性が求められ、誤りを生じやすいものであることから、特に準用規定に着目したチェックを励行すること。

### [要点]

- ① 国民の日常生活に密接に関係する規定については、準用を避けて必要な事項を書き下ろすよう努めること。また、読替規定の読替えなど分かりにくいものは、できる限り避けること。
- ② 改正対象法令中の準用規定をすべて確認し、その引用する規定について、本改正による文言の改正又は規定の追加、削除若しくは移動がないかを確認すること。
- ③ 準用される規定のうち、「…について準用する」ことによって当然に変容する部分と明文での読替えを必要とする部分との仕分けに留意すること。
- ④ 準用されている規定の改正に伴い、新たな読替えや引用されている読替元の文言について改正を要するかをチェックすること。
- ⑤ 読替規定中の「」の開閉の整合性及び「…とあるのは、「〇〇」と…」の「、」の要否（対句構造か否か）に留意すること。
- ⑥ 読替規定の改正に当たっては、読替対照表を利用して、読替元の文言及び読替後の文言が誤りなく改正されることを確認すること。
- ⑦ 読替後の規定中の「同（法、条、項等）」、「及び」・「並びに」及び「又は」・「若しくは」の用い方に留意すること。
- ⑧ 準用規定において引用する他の法令の規定について、「〇〇法（政令）」又は「同法（令）」の記載に遺漏がないかを確認すること。
- ⑨ 他の法令の規定を読み替える場合においては、自法令及び当該他の法令中の定義語・略称の用い方、自法令の法令番号の扱い等に留意すること。
- ⑩ なお、孫準用はできる限り避けるものとするが、孫準用された規定を引用するときは、「第〇条（第△条において準用する場合を含む。）において準用する第〇条」のように、孫準用の関係を明記することに留意すること。

[誤り事例]

- 例1 第X条において、第Y条の規定が読み替えて準用されている。第Y条を改正したことに伴って、第X条中の読替規定(=『第Y条中「○○」とあるのは、「△△」と読み替えるものとする。』という規定)のうち、読替元の文言(=「○○」という文言)を改めるべきところ、これを看過してしまった。
- 例2 第X条において、第Y条等の規定を読み替えて準用する規定を設ける際、審査の過程で第Y条第1項中の読替元の文言が修正されたことを見落とし、当該文言を「○○の製造をする者」とすべきところ、「○○の製造者」と記載してしまった。
- 例3 準用読替えの規定であるA法第X条を改める際、『「○○」の下に「B法第X条」とあるのは「C法第Y条」とを加える。』とすべきところ、B法第X条の直前にあるべきかぎ括弧(「)を書き漏らしてしまった。
- 例4 原始附則に条を追加し、その中で本則の規定を読み替えて準用する際、読替元の文言について、『第X条第一項中「その十分の〇・五」とあるのは』とすべきところ、『「その〇・五」とあるのは』として、「十分の」という文言を書き漏らしてしまった。

## 別紙5 施行期日のチェック

施行期日が適切に定められているかについてチェックすること。

### [要点]

- ① 一体的に施行する必要がある規定に漏れはないかを確認すること。
- ② 本体部分の制度の実施の準備のために必要な措置を定めた本則及び附則の規定の施行期日は適当かを確認すること。
- ③ 他の法令による改正がありその施行期日が未定である場合において、その施行期日と本改正の施行期日の先後関係のいかんによって必要となる読替え等の調整規定は置かれているかを確認すること。

### [誤り事例]

- 例1 改正法附則第1項において各号列記により施行期日を規定する際、審査の段階で改正法附則の項数が7から6に減ったことを見落とし、同項第1号に「改正法附則第七項」という存在しない項を掲げてしまった。
- 例2 第X条の規定について、附則第1条（施行期日）において、同条本文の規定する平成3年1月1日からの施行とすべきところ、誤って同条第3号に掲げてしまったため、その施行日が平成5年4月1日となってしまった。
- 例3 附則第X条の規定について、平成元年6月1日からの施行とするため、附則第1条（施行期日）において、同条ただし書中に規定すべきところ、漏らしてしまったため、その施行日が同条本文の規定する「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」となってしまった。

## 別紙6 その他の形式的事項のチェック

- 1 目次、章(節等)の構成、条名、項番号等の連続性、見出し等全体についての概括的なチェックを行うこと。

### [要点]

- ① 章(節等)の区切りの位置に誤りはないか。
- ② 章(節等)中の条数に応じ、目次中の「・」又は「-」の記号は適切か。特に、章(節等)中の中間の枝番の条の追加又は削除に留意すること。
- ③ 条名、項番号等は連続しているか。
- ④ 枝番の最後のものについて、「第○条の○ 削除」としていないか。
- ⑤ 見出しの改正漏れや欠落はないか。
- ⑥ 章(節等)が一条のみで構成される場合に、当該条に章(節等)名と重複する見出しを付していないか。
- ⑦ 振り仮名(ルビ)の付し方は改正対象法令の全体を通じて適切か。

- 2 配字のチェックを行うこと。

### [要点]

- ① 1行48文字1ページ13行となっているか。不要な禁則処理をしていないか。
- ② 条建ての改正規定は、一字下がりとなることに留意すること。
- ③ 表の上下の罫線の位置は正しいか。
- ④ 目次、表等の改正部分を図示する場合の「」の位置は正しいか。
- ⑤ その他配字全般が適正であることを確認すること。

- 3 片仮名法令の改正、項番号のない規定の改正等特殊なルールがあるものについては、それに従っているかをチェックすること。

- 4 誤字・脱字等のチェックを行うこと。

### [要点]

- ① 改正規定(改め文)中の改正箇所を示す「(条、項等)中」及び「同(条、項等)」の用い方は適切か。
- ② 一部改正法の改正規定を改正する場合において、改正箇所を示す「改正規定中」が漏れていないか。
- ③ 文言等の改正を順次行う場合において、改正規定(改め文)中の「改め」、

- 「加え」又は「削り」の欠落はないか。
- ④ 同音異義語(ワープロ変換の誤り)はないか。  
(例) 「異義」・「異議」、「課す」・「科す」、「期間」・「機関」、「聴く」・「聞く」、「権」・「件」、「更正」・「更生」、「睡」・「酔」、「多数」・「他数」、「適正」・「適性」等
- ⑤ 類似文字、類義語の誤りはないか。  
(例) 「末」・「未」、「懲」・「徴」、「資金」・「基金」、「推進」・「促進」、「認可」・「許可」等
- ⑥ 見落とししやすい脱字はないか。  
(例) 「第」、「条」、「項」、枝番の条名中の「の」等の文字、「…こと。」、「…とき。」及び「…以下同じ。）」における「。」等
- ⑦ 見落とししやすい重複はないか。  
(例) 「第第」、「ととともに」等
- ⑧ 拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の大小に誤りはないか。
- ⑨ 送り仮名の誤りはないか。  
(例) 「行う」・「行なう」等
- ⑩ 片仮名法令を引用する場合の表記の誤りはないか。  
(例) 件名には平仮名を用い、枝番の条名中の「ノ」、引用する文言等は片仮名を用いること等
- ⑪ なお、法令名、法令番号、年月日、金額及び割合の誤記は見逃しやすいので留意すること。

#### [誤り事例]

例1 A法に条を追加し、その中でB法の規定を読み替えて準用する際、読替先の文言について、「A法第X条第二項若しくはC法第Y条・・・、又はA法第Z条の規定による・・・」とすべきところ、「A法第X条第二項若しくはC法第Y条・・・、又は同法第Z条の規定による・・・」と記載してしまった。

例2 A法附則第X条において、B法の別表中の規定を改める際、『別表第三第Y号中「〇〇」を「△△」に改め、同表第三第Z号中「××」を「□□」に改める。』とすべきところ、「改め」という文言を書き漏らしてしまった。

例3 「多数の人」とすべきところ、「他数の人」と表記してしまった。

- 例4 「懲役」とすべきところ、「徴役」と表記してしまった。
- 例5 「〇〇未満」とすべきところ、「〇〇未満」と表記してしまった。
- 例6 目次中の条名を改める際、「第X条の二の十三」とすべきところ、「第X条二の十三」と、「の」の1文字を書き漏らしてしまった。
- 例7 A法附則第X条において、B法の規定を改める際、改め先の文言について、「同法第Y条第一号」とすべきところ、「同法Y条第一号」と、「第」の1文字を書き漏らしてしまった。
- 例8 「〇〇原料製造業者」とすべきところ、「〇〇原料製業者」と、「造」の1文字を書き漏らしてしまった。
- 例9 「意見を聴くとともに」とすべきところ、「意見を聴くととととと」と、「と」の1文字を余分に記載してしまった。
- 例10 平成元年以後に立案されたA法（促音小書き）の附則第X条において、昭和63年以前に立法されたB法（促音小書きせず）の規定を改める際、改め先の文言について、「あつては」とすべきところ、「あつては」と表記してしまった。
- 例11 A法附則第X条において、B法の規定を改める際、「・・・の整備の促進に関する特別措置法」というB法の題名の表記に当たり、「・・・の促進に関する特別措置法」と、「の整備」という文言を書き漏らしてしまった。